1

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

第4906号

告示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○指定障害福祉サービス事業者の指定	3
○指定管理者の指定	
内水面漁場管理委員会指示	
○令和4年度増殖目標量	4
公告	
○基本測量の終了	8
○公共測量の終了	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	9
○土地改良区の役員の就退任	11
○開発行為の工事完了	13

# 富山県告示第86号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月9日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区	間	変 更前後別	記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所	
----------------	---	---	--------	----	-----------	--------	------	--

県道	黒部市立野 173番3から	変更前	最大最小	33. 6 14. 5	400.0	新川土木 センター
石田前沢線	黒部市堀切 893番3まで	変更後	最大最小	41. 1 14. 5	400.0	入善土木 事務所
県道	下新川郡朝日町窪田 376 番3から	変更前	最大最小	36. 0 11. 8	230. 7	新川土木センター
金山古黒部線	下新川郡朝日町舟川新字 舟川 298番4まで	変更後	最大最小	36. 0 11. 8	230. 7	入善土木 事務所
県道	中新川郡立山町横江字西木ノ下6番4から	変更前	最大最小	9. 9 8. 2	61. 2	富山土木センター
富山立山公園線	中新川郡立山町横江字西木ノ下5番4まで	変更後	最大最小	9. 6 8. 9	61. 2	立山土木 事務所

# 富山県告示第87号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月9日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	----	---------	------

県道 石田前沢線	黒部市立野 173番3から 黒部市堀切 893番3まで	令和4年3月9日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 金山古黒部 線	下新川郡朝日町窪田 376番3から 下新川郡朝日町舟川新字舟川 298番 4まで	令和4年3月9日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 練合宮尾線	富山市打出 270番4から 富山市つばめ野一丁目38番まで	令和4年3月14日	富山土木センター
県道 富山立山公 園線	中新川郡立山町横江字西木ノ下6番 4から 中新川郡立山町横江字西木ノ下5番 4まで	令和4年3月9日	富山土木 センター 立山土木 事務所

### 富山県告示第88号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービス	指定年月日	事業所番号	申記	青者	事為	<b></b>
の種類	1日尼千万日	<b>学</b> 未闪宙力	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
短期入所	令和4年3	1610900134		小矢部市畠		
	月1日		団松風会	中町4番18 号	アイブルコ	島町 4 番 I 号

# 富山県告示第89号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項の規定により次のとおり

指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関 する条例(平成17年富山県条例第4号)第14条の規定により告示する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 八 朗  $\blacksquare$ 

- 1 公の施設の名称 富山県立山山麓家族旅行村
- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 2 株式会社富山岸グリーンサービス 富山県富山市赤田 827番地5
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

# 示 vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

### 富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

令和4年度増殖目標量について

第5種共同漁業権内共第1号(笹川)ほか16漁場の令和4年度における増殖目標 量については、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次 のとおり指示する。

令和4年3月9日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 田 中 人 篤

### 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第1号 (笹川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	150kg 以上
( <u> </u> H_/  )		やまめ	放流	1,500尾以上
		いわな	放流	1,500尾以上
内共第2号	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
(\1,\11)		やまめ	放流	3,000尾以上

		いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	20kg 以上
内共第3号	黒部川内水面漁	あゆ	放流	5,000kg以上
(黒部川)	業協同組合		放流 (親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg 以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第4号	呉東内水面漁業	あゆ	放流	450kg 以上
(片貝川)	協同組合 黒部川内水面漁	やまめ	放流	2,000尾以上
	業協同組合	いわな	放流	2,000尾以上
内共第5号	呉東内水面漁業	あゆ	放流	450kg 以上
(角川)	角川) 協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第6号	中新川内水面漁	あゆ	放流	300kg 以上
(上市川)	業協同組合	こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第7号	白龍漁業協同組	いわな	放流	3,000尾以上
(上市川上流)	合	にじます	放流	3,000尾以上
		ふな	放流	1,500尾以上
内共第8号	内共第8号 中新川内水面漁 業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
(白岩川)		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
				•

内共第9号	白岩川南部漁業	やまめ	放流	2,000尾以上											
(白岩川上流)	協同組合	いわな	放流	2,000尾以上											
		こい	放流	2,000尾以上											
内共第10号	富山漁業協同組	あゆ	放流	5,000kg以上											
(神通川)	合		放流 (親魚)	10,000尾以上											
			さくらます	放流	400kg 以上										
		やまめ	放流	10,000尾以上											
		いわな	放流	5,000尾以上											
		こい	放流	10,000尾以上											
		ふな	放流	30,000尾以上											
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上											
内共第11号		あゆ	放流	600kg以上											
(井田川)		合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	やまめ	放流	10,000尾以上
			いわな	放流	6,000尾以上										
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上											
内共第12号	婦負漁業協同組	やまめ	放流	2,000尾以上											
(大長谷川)	合	合	合	台	台 	台 	台	 	台	台	台	台	いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上											
内共第13号	庄川沿岸漁業協	にじます	放流	5,000尾以上											
(百瀬川)	同組合連合会	いわな	放流	10,000尾以上											
		こい	放流	2,500尾以上											
		うなぎ	放流	20kg 以上											
内共第14号	庄川沿岸漁業協	あゆ	放流	5,000kg 以上											
(庄川)	川) 同組合連合会		放流 (親魚)	7,000尾以上											
		さくらます	放流	400kg 以上											
		にじます	放流	30,000尾以上											

		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号	庄川沿岸漁業協	にじます	放流	20,000尾以上
(庄川上流)	同組合連合会	やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号	小矢部川漁業協	あゆ	放流	1,500kg以上
(小矢部川)	同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m²以上
		もくずがに	汲み下ろし放流 (親蟹)	100kg 以上
内共第17号	富山漁業協同組	あゆ	放流	1,000kg以上
(宮川及び高原川)	合  宮川下流漁業協	やまめ	放流	10kg 以上
	同組合 高原川漁業協同 組合	いわな	放流	5 kg 以上

# 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3 g以上
あゆ いわな	2 g以上
	20g以上
かじか	5 g以上
こい	9 g以上

さくらます	2 g以上
にじます	6 g以上
ふな	9 g 以上
やまめ	2 g以上
もくずがに	甲幅 5 cm 以上

- 3 種苗放流についての留意事項
  - (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
  - (2) こいの放流については、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第 169条第1項の定めには該当しないことを申し添える。

# 

# 基本測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
  - 基本測量(水準測量)
- 2 作業期間

令和3年7月28日から令和3年8月31日まで

3 作業地域

富山市、下新川郡入善町

### 公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規

定により、国土交通省北陸地方整備局河川部地域河川課長から次のとおり公共測量 を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業期間

令和3年6月2日から令和4年1月31日まで

3 作業地域

富山市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、朝日町

### 公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(車載写真レーザ測量)

2 作業期間

令和3年7月29日から令和4年2月10日まで

3 作業地域

北陸地方整備局で内(新潟県村上市から石川県加賀市)

# 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定によ

り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス北鬼江店 魚津市北鬼江一丁目401番 他3筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品
- 4 新設の日 令和4年10月1日
- 5 店舗面積の合計 1,460㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東側/51台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地北側1箇所/20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側1箇所/40㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南東側2箇所/11.330㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分~午後10時
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所/敷地北・東・南側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出の日 令和4年2月28日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和4年3月9日から令和4年7月11日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ る。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

# 土地改良区の役員の退任

杉原土地改良区の役員であった次の者が令和3年12月8日退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。令和4年3月9日

				富山	県知事	新	田	八	朗
職名	氏	名		住		所			
理 事	村 上	睦雄	富山	市八尾	町大杉	23	89番地	2	
同	深 山	信 幸	同	同	深谷	52	27番地	1	
同	谷 口	三千雄	同	同	井田	465	56番地		
同	下 林	広 志	同	同	井田新	7	77番地		
同	新木	彰 宏	同	同	寺家	52	27番地		
同	岡田	昇	同	同	杉田	33	86番地		
同	清 涼	治 彦	同	同	滅鬼	200	)3番地		
同	水 磨	善英	同	同	薄島	175	50番地		
同	谷 口	吉 光	同	同	野飼	37	74番地		
同	松 野	清二	同	同	城生	Ş	89番地	2	
同	竹 田	一 吉	同	同	丸山	47	76番地		
同	上 野	謙三	同	同	西神通	12	20番地		
同	平 野	誠一	同	同	中神通	13	88番地		
同	加藤	健 祐	同	同	井田	102	28番地		
監事	百 瀬	英博	同	同	黒田	45]	17番地		
同	竹口	秀信	同	同	井田	83	37番地	2	

12 令和	114年3月	9月		富山	県 報		第 4906 号
同	浅 爿	中 昇	_	司	同	杉田	668番地
同	林	寿	穂	同	同	大杉	311番地 5

# 土地改良区の役員の就任

杉原土地改良区の役員に次の者が令和3年12月9日就任した旨届出があったので、 土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和4年3月9日

				富山県	県知事	新	田	八	朗
職名	氏	名	住	:	所	ŕ			
理 事	深山	信 幸	富山市	i八尾	丁深谷	5	27番地	1	
同	竹 田	一吉	同	同	丸山	4	76番地		
同	濱 野	勝美	同	同	黒田	31	85番地		
同	Щ П	充	同	同	井田	78	77番地		
同	谷 口	三千雄	同	同	井田	46	56番地		
同	下 林	広 志	同	司	井田新	ŕ	77番地		
同	新木	彰 宏	同	同	寺家	5	27番地		
同	毛 利	敏	同	司	杉田	1	08番地		
同	杉林	聡	同	同	大杉		28番地		
同	橋本	利 明	同	同	滅鬼		71番地	2	
同	水磨	善英	同	同	薄島	17	50番地		
同	岩崎	清 澄	同	同	野飼番	外	33番地	3	
同	松野	清二	同	司	城生		39番地	2	
同	上 野	謙三	同	司	西神通	<u>1</u>	20番地		
同	平 野	利 広	同	同	中神通	<u>i</u> 2	47番地		
監 事	百 瀬	英博	同	司	黒田	45	17番地		
同	坂 口	秋 雄	同	同	井田	3	92番地		
同	大 窪	悟	同	同	杉田	9	00番地		
同	林	寿穂	同	同	大杉	3	11番地	5	

### 土地改良区の役員の就任

大久保用水土地改良区の役員に次の者が令和4年2月15日就任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第18項の規定により公告する。令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職名氏名館

理 事 上 原 清 範 富山市上大久保 1200番地

### 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発言	午可を受	受けた者
含まれる地域の名称	位置·区域	種類	住	所	氏 名
中新川郡立山町利田178番 1、179番1及び176番の 一部			中新川郡立 183番地 1	山町利田	株式会社タイ ヨーパッケー ジ

令和4年3月9日印刷発行

発 行 富

山 県